

(資料7)

# 地方法人課税等の概況

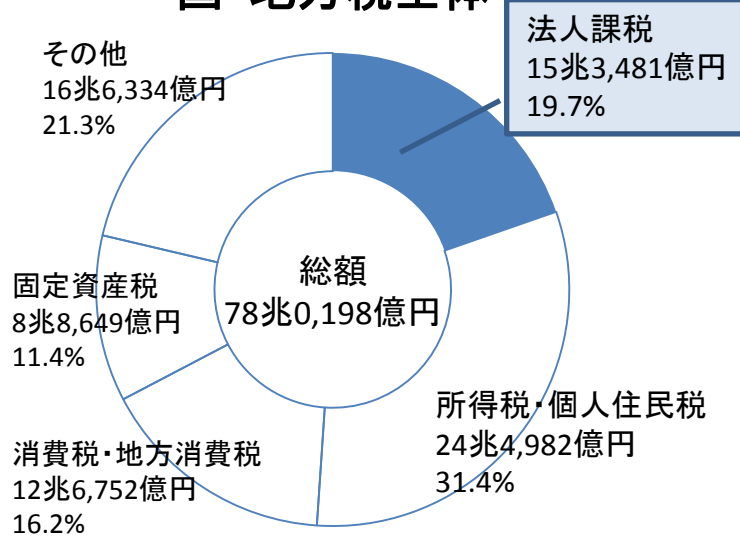
# 法人課税の体系（H24予算・地方財政計画計上額）

	税額	法人課税全体に 占める割合		
《法人課税総額》	152,200億円	100.0%		
＜国税＞				
法人税	88,080億円	57.9%	国の収入と なる税金	地方の収入と なる税金の中 に占める割合
国分(66%)	58,133億円	38.2%		
地方交付税分(34%)	29,947億円	19.7%		
地方法人特別税(国税)	16,587億円	10.9%		
＜地方税＞			地方の 収入と なる 税金  94,067 億円	
法人住民税	24,635億円	16.2%		
道府県・市町村				
道府県・均等割	1,360億円	0.9%		
道府県・法人税割	5,415億円	3.6%		
市町村・均等割	4,002億円	2.6%		
市町村・法人税割	13,858億円	9.1%		
法人事業税	22,898億円	15.0%		
道府県のみ				
付加価値割	4,907億円	3.2%		
資本割	2,840億円	1.8%		
所得割	13,218億円	8.7%		
収入割	1,933億円	1.3%		

※ 事業税の内訳は、現年課税分の見込額に、当該見込額のシェアで按分した滞納繰越分及び24年度改正増減を加えた数値。

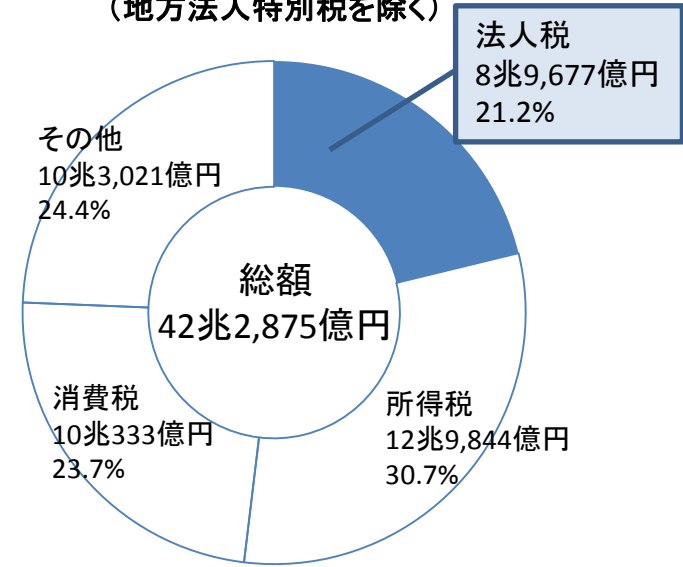
# 税収に占める法人課税の割合（平成22年度）

## 国・地方税全体



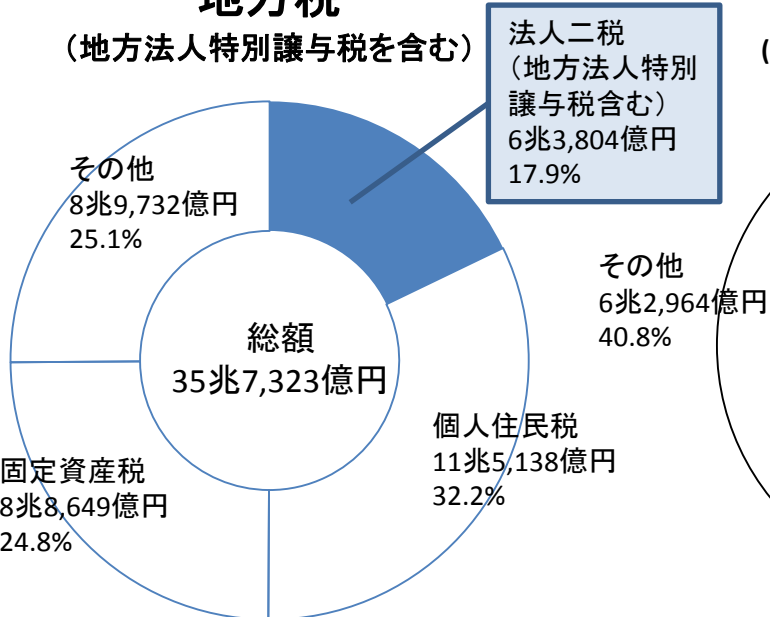
## 国税

（地方法人特別税を除く）



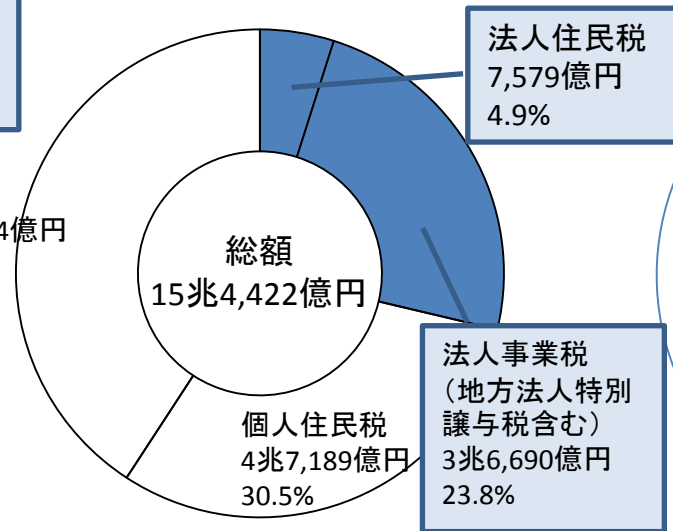
## 地方税

（地方法人特別譲与税を含む）

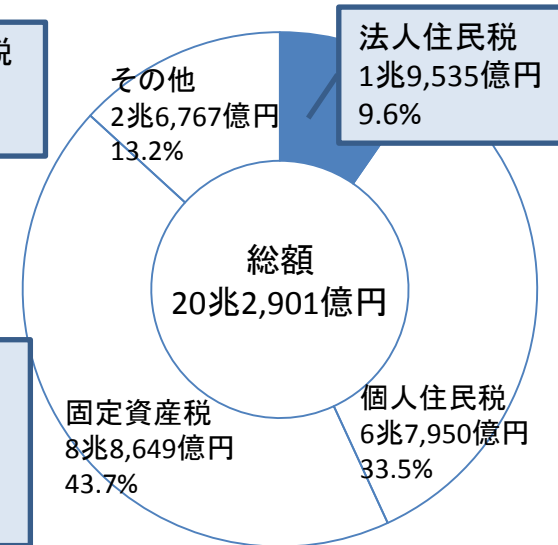


## 都道府県税

（地方法人特別譲与税を含む）



## 市町村税



# 法人課税に係る主な制度改正

(単位:億円)

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
昭和60			120,207 (38,466)	28,687	36,217
61			130,911 (41,892)	26,025	36,107
62	・昭和59年度の所得減税に伴う特別措置としての税率引上げが期限切れとなり、基本税率を43.3%→42.0%に引下げ	(法人住民税に自動影響)	158,108 (50,595)	31,030	43,377
63			184,381 (59,002)	35,972	53,324
平成元	・税制の抜本改革における国際的視点に立った法人税制の確立の観点から、基本税率を42.0%→40.0%に引下げ	(法人住民税に自動影響) ・法人事業税の分割基準の見直し(資本金1億円以上の製造業の法人の工場の従業者数を1.5倍に、銀行業・保険業の区分に証券業を追加)	189,933 (60,779)	39,084	60,904
2	・税制の抜本改革における国際的視点に立った法人税制の確立の観点から、基本税率を40.0%→37.5%に引下げ	(法人住民税に自動影響)	183,836 (58,828)	36,712	60,596

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
3	・法人臨時特別税(年300万円超部分の法人税額に対し2.5%)の創設(同年度限り)		165,951 (53,104)	36,339	63,036
4	・法人特別税(年400万円超部分の法人税額に対し2.5%)の創設(~5年度)		137,136 (43,884)	31,308	52,645
5			121,379 (38,841)	27,686	44,514
6		・法人の適正な負担水準や物価水準等の動向を踏まえ、法人住民税均等割の税率を引上げ	123,631 (39,562)	26,265	40,998
7			137,354 (43,953)	27,365	41,378
8			144,833 (46,347)	32,611	49,675
9			134,754 (43,121)	30,964	47,193

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活力と国際競争力維持のため、基本税率を37.5%→34.5%に引下げ</li> <li>・課税ベースの拡大・適正化(～15年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(法人住民税に自動影響)</li> <li>・法人事業税の標準税率引下げ(普通法人の800万円超の税率12%→11%)</li> <li>・軽減税率の適用所得区分の見直し(適用所得額の引上げ)</li> </ul>	114,232 (36,554)	28,019	41,177
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恒久的な減税として基本税率を34.5%→30.0%に引下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(法人住民税に自動影響)</li> <li>・恒久的な減税として法人事業税の標準税率引下げ(普通法人の800万円超の税率11%→9.6%)</li> <li>・法人事業税の減税への対応として法人税に係る交付税法定率を32%→32.5%に引上げ</li> </ul>	107,951 (35,084)	25,189	36,228
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人事業税の減税への対応として法人税に係る交付税法定率を32.5%→35.8%に引上げ</li> </ul>	117,472 (42,055)	26,712	38,259
13			102,578 (36,723)	26,903	40,075
14			95,234 (34,094)	23,267	33,753

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
15			101,152 (36,212)	24,763	35,450
16		・法人事業税への外形標準課税の導入 ・法人事業税所得割の税率を9.6%から7.2%に引下げ	114,437 (40,968)	27,217	40,251
17		・法人事業税の分割基準の見直し(非製造業に事務所数を導入、本社管理部門の従業者数の1/2割落としを廃止)	132,736 (47,519)	30,282	45,839
18		・法人関係税の恒久的減税の恒久化に伴い、法人税に係る交付税法定率を35.8%→34%に変更	149,179 (53,406)	34,827	52,331
19			147,444 (50,131)	36,980	54,703
20		・地方法人特別税、地方法人特別譲与税制度の創設	100,106 (34,036)	33,604	50,716
21			63,564 (21,612)	21,797	32,644
22			89,677 (30,490)	24,010	35,712

※下段括弧内は交付税原資となる額

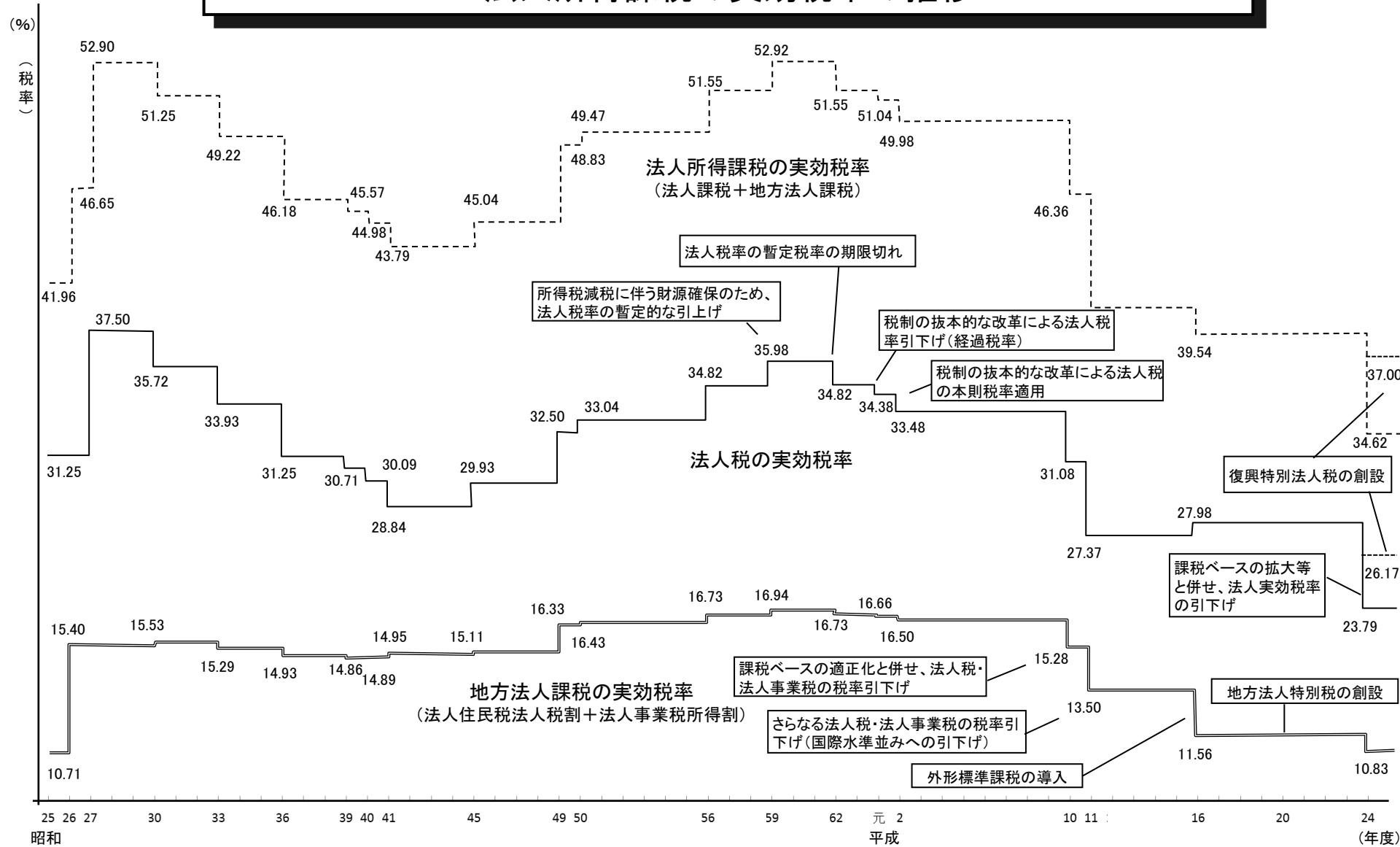
年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
23			77,920 (26,493)	22,684	37,111
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本税率を30.0%→25.5% に引下げ</li> <li>・課税ベースの拡大</li> <li>・復興特別法人税の創設 (～26年度)</li> </ul>	(法人住民税に自動影響)  (法人事業税収の増)	88,080 (29,947)	24,635	39,462

※H22までは各年度の決算額、H23及びH24は各年度の地財・予算額。

※「法人住民税税収額」及び「法人事業税税収額」は、超過課税は除く。また、「法人事業税税収額」については、地方法人特別譲与税を含む。



# 法人所得課税の実効税率の推移



- (注) 1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 平成元年までの実効税率は、配当軽減制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
- 3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。
- 4 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
- 5 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したものである。

# 地方法人課税等に関する今後の動向

## 1. 法人税の税率の引下げと法人課税の課税ベースの拡大等(平成24年度～)

(※一部、平成23年度より適用)

	(平年度影響額)
○法人税の税率引下げ(30%→25.5%)	▲1兆2,194億円
法人税の課税ベースの拡大等	5,849億円
政策減税等	▲1,413億円
➡ 交付税原資(34%)の減少	▲2,638億円
法人事業税の増収	1,666億円
法人住民税の減収	▲1,394億円

※都道府県と市町村の増減収を調整するため、市町村の減収額相当額(991億円)について道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲(平成25年度～)

## 2. 復興特別法人税(法人税額の10%)の課税(平成24～26年度)

約8,000億円

## 3. 消費税及び地方消費税の税率の引上げ(平成26年度～、平成27年10月～)

➡ 地方消費税収の増 3兆1,703億円

(平成22年度税収額から機械的に試算)